

固定資産地理情報整備事業

プロポーザル実施要領

1. 事業の目的

本事業は、固定資産税の課税客体である土地・家屋の正確な課税状況を把握するため、固定資産地理情報システム（以下、「GIS システム」という。）にて利用可能な図形データの整備及び固定資産課税台帳の関連付けを行うことを目的とする。なお、GIS システムでの課税事務の合理化（適正・公平、効率、平準）及び住民サービスの向上に活用できるデータとして整備することを目的とする。

2. 業務概要

- | | |
|-----------|--|
| （１）業 務 名 | 固定資産地理情報整備事業 |
| （２）業務範囲 | 東洋町全域 |
| （３）業務場所 | 東洋町役場及び本町が指定する場所 |
| （４）業務内容 | 別紙「固定資産地理情報整備事業仕様書」
（以下、「仕様書」という。）による |
| （５）業務履行期間 | 契約締結日 から 令和 11 年 3 月 31 日まで |

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

事業目的とする「課税事務の合理化」と「住民サービスの向上」を達成するためには、業務利用に耐え得る高精度な現況図を整備する必要がある。原典資料を整理しながら土地約 25,000 筆、家屋約 4,650 棟を高精度なデータとして整備するには相応のノウハウが必要であり、それを裏付ける実績等を評価することが理に適う。

このことから価格のみの競争によらず、高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を有するかを総合的に判断する「プロポーザル方式」が本事業の事業者選定の方法として適している。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

本事業はプロポーザル方式として「公募型」で実施する。

事業者ごとにシステムの特徴は様々であり、事前に事業者を絞り込む「指名型」は本事業により最適な事業者の申し込みを妨げる機会損失となりかねない。

このことから広く募集を行い、参加資格要件を満たすものに提案を求める「公募型」が本事業の事業者選定の方法として適している。

5. 事業スケジュール

(1) 公募開始	令和8年7月 1日(水)
(2) 質疑書の締切	令和8年7月10日(金) 17時必着
(3) 質疑書に対する回答	令和8年7月17日(金)
(4) 参加申込書受け付締切	令和8年7月24日(金) 17時必着
(5) 参加資格確認結果通知	令和8年7月31日(金)
(6) 提案書等/辞退届の提出締切	令和8年8月14日(金) 17時必着
(7) プレゼンテーション	令和8年8月27日(木) ※予備日28日(金)
(8) 審査結果通知	令和8年9月10日(木) まで

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

6. 提案限度額

¥ 2, 720万円(消費税及び地方消費税を含む)

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

※消費税及び地方消費税の税率を10%とした提案限度額である。

※見積書及び内訳明細書(任意様式)において、提案限度額を超えた場合は失格とする。

※令和11年3月31日までのシステム利用料も含めた額とする。

7. 質問及び回答

(1) 本町への質問

① 提出書類

・様式第5号「質疑書」

② 提出方法

電子メール

※提出後に事務局(TEL:0887-29-3393)に電話し、到着確認を行うこと。

※公正を期すため窓口、電話等での個別の質問は受け付けない。また、期限後の質問も受け付けない。

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問(参加業者数・参加業者名・評価委員等)についての質問は受け付けない。

③ 提出先

宛先:東洋町税務課

Mail:zeimu@town.toyo.kochi.jp

件名:(質疑書)固定資産地理情報整備事業【会社名】

④ 提出期間

令和8年7月1日(水)から令和8年7月10日(金)17時まで

(2) 本町からの回答

① 回答方法

受理した質問への回答について本町ホームページ上で公表する。

※質問者名を伏せたうえで掲載する。

※回答に対する再質問は原則受け付けない。

② 回答日

令和8年7月17日（金）

③ 留意事項

質問に対し、回答した件については実施要領・仕様書の追加又は訂正とみなすこと。

8. 参加資格・参加申し込み方法等

(1) 参加資格

次に掲げる事項及び別添「仕様書の要件」をすべて満たすものとする。

- ① 本町の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- ③ 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、東洋町建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、東洋町建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び東洋町入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 東洋町暴力団排除条例（定義）第2条各号に掲げる者でないこと。
- ⑤ 測量法第55条による測量業の登録を受けていること。
- ⑥ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（JISQ27001 又は ISO/IEC27001）を取得していること。
- ⑦ 提供する LGWAN-ASP サービスが参加申込書提出時に総合行政ネットワーク ASP アプリケーション及びコンテンツサービスに登録されており、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）がインターネット上に公開している LGWAN-ASP サービスリストに掲載されていること。
- ⑧ 四国管内の市町村において、LGWAN-ASP 方式により庁内 GIS（統合型 GIS）を5年間継続して運用している業務実績を有していること。
- ⑨ 四国管内の県又は市町村において、公開型 GIS を5年間継続して運用している業務実績を有していること。
- ⑩ 過去5年間の四国管内の市町村で発注した地番図データ作成又は地番図データ更新業務を元請けとして受注した契約実績を有していること。
- ⑪ 本業務の作業をすべて申込者が履行できることとし、再委託は原則禁止とする。ただし、再委託の内容が業務の主要部分でない場合はこの限りでない。※なお、共同企業体による参加は認めない。

(2) 参加申し込み方法

① 提出書類

・様式第1号「参加表明書」

- ・様式第 2 号「会社概要」
- ・様式第 3 号「会社の同種実績」
- ・様式第 4 号「業務の実施体制」

② 提出方法

（簡易）書留郵便または持参とする。

③ 提出場所及び郵送先

〒781-7414 高知県安芸郡東洋町大字生見 7 5 8 番地 3
東洋町役場 税務課

④ 提出期限

令和 8 年 7 月 2 4 日（金） 1 7 時必着

（3）参加表明の承認について

参加表明の結果については、様式第 8 号「参加資格確認結果通知」にて令和 8 年 7 月 3 1 日（金）に通知する。この「参加資格確認結果通知」を受け取り、かつ様式第 7 号「技術提案辞退届」を本町に提出していないものを審査対象とする。

9. 提案方法等

（1） 提出書類

- ① 様式第 6 号「技術提案書提出届」
- ② 提案書（任意様式）
- ③ 「見積書」及び「見積内訳書」（任意様式とするが、仕様書の業務概要毎に記載すること）

（2） 提出部数及び製本方法

- ・提案書類を一つの A 4 フラットファイルにまとめて調整した上で、10 部提出すること
- ・押印のある正本として 1 部、副本として 9 部提出すること

（3） 提出方法

- ・（簡易）書留郵便または持参とする。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出した書類の訂正・差し替えは認めない。

（4） 提出場所及び郵送先

〒781-7414 高知県安芸郡東洋町大字生見 7 5 8 番地 3
東洋町役場 税務課

（5） 提出期限

令和 8 年 8 月 1 4 日（金） 1 7 時必着

（6） 提出書類様式

- ① 「提案書」
 - ・任意様式とし、1 社につき 1 案とする。
 - ・日本産業規格（JIS）A4 判縦型を使用し、横書きで作成すること。

- ・20ページ以内で作成し両面印刷すること。ただしA3サイズを使用する場合は、2ページとして取り扱う。
- ・ページ番号を記載する。ただし表紙、目次、白紙のページはページ数に含めない。
- ・文字サイズは10.5ポイント以上とする（ただし、図表中の文字はこの限りではない）。
- ・必要に応じて専門用語等の解説を記すこと。
- ・「仕様書」の内容を踏まえ、下記に示す構成で記載すること。

<提案書構成>

1. 実施方針
2. 実施体制
3. 実施工程
4. 地番図の整備手法ほか
5. 家屋図の整備手法ほか
6. 地理情報プラットフォーム GIS の整備手法ほか（代表的な機能一覧を添付すること）
7. 公開型 GIS の整備手法ほか（代表的な機能一覧を添付すること）
8. その他提案（予算内で発注者にとって有益な機能やサービス）

② 「見積書」

- ・「見積書」及び「見積内訳書」の金額は 提案限度額を上限とする。
 - ・見積様式は任意とするが、以下の業務概要毎に分かるよう整理すること
 1. 地番図・家屋図データ作成
 2. 地理情報プラットフォーム GIS 導入業務 及び システム利用料、システム保守費用（データ更新含む）
 3. 公開型 GIS 導入業務 及び システム利用料、システム保守費用（データ更新含む）
 4. その他必要な経費
- ※システム利用料、保守費用、データ更新費用等については、整備後の令和11～15年度の費用を各年毎に記載すること。

(7) プレゼンテーション

① 日程・場所

東洋町役場内 ※具体的な日時及び場所については後日通知

② 出席者及びプレゼンテーション実施者

1社5名以内とし、以下に記載のある者の中から選ぶものとする。

- ・様式第1号「参加表明書」に記載する代表者
- ・様式第4号「業務の実施体制」で記載のある者

③ 貸与物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。また、システムデモンストレーションに使用する端末（LGWAN 回線へ接続）を1台貸与する。それ以外の物品については、参加業者の負担により用意すること。

④ プレゼンテーション

・1社40分以内（セッティング、撤去、質疑応答に係る時間を除く）とし、「提案書」に記載する内容を説明する。その後、1社10分程度の質疑応答を実施する。質疑応答は出席者のうちいずれかの者が応答するものとする。

10. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルの評価は、評価委員会が別に定める「評価基準」により、業務に最も適していると認められる参加業者を受託候補者として選定する。評価概要は別紙のとおりとする。

11. 審査結果の通知及び公表について

- （１） 審査結果については、プレゼンテーション参加者全員に書面にて通知する。
- （２） 審査結果については、町ホームページに特定した受託候補者及び次点者を公表する。

12. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- （１） 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- （２） 提出書類に虚偽の記載があった場合
- （３） 提案限度額を超えた見積りを提出した場合
- （４） プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- （５） 審査の公平性を害する行為があったと町が認める場合 など

13. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、様式第7号「技術提案辞退届」を令和8年8月14日（金）17時までに書面で提出すること。

14. その他留意事項

- （１） 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
- （２） 提出書類は返却しない。
- （３） 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1社随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- （４） 協議が整わなかった場合、もしくは最適候補者が契約を辞退した場合には、次点者と協議することがある。

- (5) 評価に係る問い合わせは一切受け付けない。
- (6) 参加者が1社であっても、評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。

15. 事務局

〒781-7414

高知県安芸郡東洋町大字生見7 5 8 番地3

東洋町役場 税務課

TEL : 0887-29-3393 FAX : 0887-29-3825

E-mail : zeimu@town.toyo.kochi.jp

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年7月1日（水）から施行する。

(失効日)

この要領は、受託候補者と本プロポーザルに関わる契約が成立した時点をもって、その効力を失う。

別紙 評価概要

審査点 配分一覧

審査項目	項目数	内訳	配点	割合
参加資格	実績・資格等	30	30	19.4%
提 案	提案書全体	50	100	64.5%
	システム評価	30		
	プレゼン・デモ	20		
価格点	データ整備 システム構築費	10	25	16.1%
	ランニング費用	15		
合 計		155	155	100.0%

価格点の算出式は下記とする。

$$\begin{aligned} \text{価格点(データ整備・システム構築)} &= 10 \times (\text{最安見積額}) / (\text{提案見積額}) \\ \text{価格点(ランニング費用)} &= 15 \times (\text{最安見積額}) / (\text{提案見積額}) \end{aligned}$$